

『英國地方制度論』

綿貫芳源 著

朝倉書店 [刊]

1948年3月 B6判／313頁 図書番号 OI-1353

戦前のわが国の地方制度は、ドイツを範として成立した。その結果、地方団体による自治行政よりも、国による官治行政を重視した中央集権的制度となった。しかし、戦後は英米の考え方や諸制度が取り入れられ、地方行政も大きく変わることになる。このような変革期に発行された本書は、英國の地方制度の発展経過とその特色について論じたものである。

著者は序説において、「近代的地方制度の解明に當つて先ず問題とせねばならぬのは地方團體と立法府、行政府、司法府との關係」であり、「かかる中央機關の各々がいかなる法的手段で、いかなる範圍までその統制を行つてゐるかと言う點の具體的な解明が絶対に必要となる」と述べている。ゆえに本書では、三権（議会、行政府、裁判所）による地方団体への統制のあり方が主題となっている。

三権による統制のうち、最も基本的なものは立法府（議会）による統制である。英國では地方団体のあらゆる権限は議会によって与えられる。地方団体が実際に何かを行うには立法手続を経て議会の承認を得なければならず、本書ではその権限獲得手段として「私法律手続」と「暫定命令」という2つの立法形式を取り上げている。

この「私法律」とは、「個人又は特別の地方の利益にのみ影響を及ぼし、一般公衆（全國民）の利害には関係のない法律」であり、「事業の建設」や「慈善事業又は特別の信託」を目的として立案される。「私法律手続き」によって、地方団体は都市計画や施設整備を行うための法案を議会に提出できる。一方「暫定命令」は、中央行政官庁が議会の承認を経て、地方団体に権限を付与する形で一定の行為を命ずるものである。

議会に比べると行政府による統制の歴史は浅く、19世紀に至るまで存在しなかった。しかし産業革命による社会構造の変化が、全国的な救貧や公共衛生などを司る中央行政機關を生み出した。行政府は補助金による財政支援を通じて地方団体への統制も行うが、その統制は行政事務の能率や財政の節約を監査することに限られ、地方行政に直接関与するものではない。このように行政府が権力的な監督を行わない点を、著者は英國地方制度の特色であるとしている。

司法府（裁判所）による統制は、主に私的個人や一般公衆の権利救済を目的として行使される。その統制手段には地方団体に一定の公的義務の遂行を命じる「職務勵行令状」、権限外の行為を停止させる「差止命令」、手続き上問題のある決定や命令を裁判所で審理させる「移送令状」、および失効させる「禁止令状」などがある。

このように三権それぞれの統制のあり方を検証した結果、著者は英國地方行政の根本原則を「議会主権と法支配」であるとしている。「議会主権」において議会の権限はほぼ無制限であり、行政府も国民も議会の制定する法律によって等しく拘束される。また、法律の適用解釈および救済は裁判所が管轄し、官民共に同一の裁判所、同一の司法制度に従う。こうした議会と裁判所の統制は、一方で行政府の自主性や独立性を著しく制限することになった。「行政府における権力性の欠如」という英國の特殊な事情は、まさに「議会主権と法支配」の原則によってもたらされたものなのである。

（井上学・市政専門図書館司書）